

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（津雲台5丁目（1））
		地区の面積	約1.6ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの（政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3をいう。）</p> <p>(3) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</p>	
	建築物等の高さの最高限度	10.0m	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしいものとし、周辺の環境を損なわないものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」